

会 議 記 録

会 議 の 名 称	議会改革特別委員会
開 催 日 時	令和7年6月12日(木) 午前10時00分から午前11時45分
開 催 場 所	宮代町役場 議会室
出席委員の氏名	委員長 合川 泰治 委 員 丸山 妙子 福澤 和美 小島 あけみ 塚村 香織 川野 武志 議 長 田島 正徳 (欠 席) 野原 洋子
出席職員の名 職 ・ 氏 名	議会事務局長 押田 昭浩 主 幹 関根 雅治 主 任 金子 尚子
会議の公開・非公開	☒ 公開 ☐ 一部公開 ☐ 非公開
一部公開又は 非公開の理由	
傍聴の可否	☒ 可 ☐ 否
傍聴者の人数	1名
会議資料の名称	次第
記録の作成方法	☐ 全文記録 ☒ 要点記録
審 議 の 内 容	(1)「タブレット端末導入に向けたルール等」について 会議中の禁止事項 ・会議に関係のないウェブサイトの閲覧 ・アプリケーションソフト等の使用 ・電子メールの送信 ・ソーシャルメディアへの投稿 ・通話 ・会議の録音、写真撮影、動画撮影 ・音を発しないよう機器の設定 ウェブサイトの閲覧について (塚村委員、丸山委員) ウェブサイトの閲覧は必要ではないか。 (小島委員) 事前に資料を確認しておくことができるので当日は閲覧しない方がよい。 (川野委員) 審議に集中して臨む必要がある。禁止する方がよい

	遵守事項について ・議会改革特別委員会のみ個人所有のパソコンを持ち込み可としているが、議場では今までどおり個人所有パソコンの持ち込みは禁止する。 ・議員活動に関わりのない目的で使用しない等。 違反行為に対する措置 ・当該使用者に口頭で注意する。 使用上の禁止事項 ・議会活動等に必要のないアプリケーションソフト等の追加 ・タブレット端末の性能、機能等の変更 ・コンピュータウィルス感染のおそれのある外部端末との接続 補足 （事務局）業者からセキュリティーはかけられると聞いている。 タブレット端末等の管理 ・紛失、破損時の届出、費用負担等 【決定事項】 ・富士ソフト株式会社モアノートのデモを次回の委員会で行い、東京インタープレイ株式会社サイドブックスとモアノートと比較してシステムを決定する。 ・規程に盛り込む事項を共有し、次回たたき台を確認する。 （２）政務活動費に関する検討について （塚村委員、丸山委員、小島委員、福澤委員）杉戸町、松伏町に倣って月１万円が妥当と考える。 （川野委員）支払い方法の確認をしたい。 （小島委員）精算の時期について例えば３ヶ月に１回にすると負担がないのでは。 （塚村委員）事務処理が集中しないよう精算したい。 （事務局）支払い方法は事前事後とも可能。事前だと返金作業が発生する。事後なら返金不要である。収支報告をする際は詳細な報告書が必要になってくる。 （丸山）会派ごとにまとめる必要があると聞いている。 （事務局）条例の制定の際には費用の額を月額で定める必要がある。 【決定事項】 ・支払い方法は事後払いとする。 ・必要な書類等内容は次回検討する。 （３）傍聴に関することについて （４）ライブ中継について 現状と課題について
--	--

	(事務局) ライブ中継については、現在有線で音だけ執行部に流れている。中継を行うには、モニター、マイクなど機器と備品設備の費用、ネット環境、ネット配信をする技術、操作人員の確保、ルール作り等が必要となってくる。 (塚村委員) Y o u - T u b e 配信は安価でできるのでは。 (丸山委員) 議場での傍聴は階段席になっており高齢者には厳しい環境である。モニターを庁舎に設置して傍聴して欲しい。 (塚村委員) 議場のスペースの利用制限を緩和して傍聴席を設けるのはどうか。 (福澤委員) 傍聴の受付時に住所と氏名を記入してもらっている。必要なのか。久喜市は券を発行しているのみである。 (委員長) 不審者の対応時に必要になってくる。 (小島委員) 現状をより良くしていきたい。 (川野委員) 傍聴席の改善が必要である。 【決定事項】 ・調査研究をしていく。 (5) その他 【決定事項】 7月の委員会開催は10日(木)、24日(木)でいずれも午前10時からとする。
その他必要事項	

宮代町議会委員会条例第27条第1項の規定により署名する。

議会改革特別委員会委員長